

子どもの人権連第33回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2018 年 9 月 14 日（金） 16:00～16:30 総会
16:30～18:00 学習会
日本教育会館 7 階 中会議室

活動報告

(2017 年 9 月～2018 年 8 月)

17 年度の子どもの人権連学習会において、DPI (Disabled People's International) 日本会議の崔栄茂さんの講演「障害者権利条約とインクルーシブ教育の権利について～一般的意見 4 から学ぶ」と子どもの人権連代表委員平野裕二さんの報告「子どもの権利委員会第 4・5 回日本政府報告書の動向」により学習を深めた (17 年 9 月 15 日)。

子どもの権利条約の広報活動として、毎日新聞社・毎日小学生新聞が主催する「学びのフェス春」(4 月)、「学びのフェス夏」(8 月) にブースを出展した。パネル展示・子どもクイズ・カードゲームなどを通し、2000 人あまりの来場者に対して子どもの権利条約の広報に努めた。

リーフレット「知っていますか? 『子どもの権利条約』子どもはひとりの人間だよ!」、子どもの権利条約クリアファイル、バッグ、子どもの権利条約カードゲームなどを子どもや教育に関係する NGO 等のイベントや教職員組合の学習会等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めた。また、ホームページをリニューアルした。

2017 年 6 月に日本政府が第 4・5 回統合定期報告書を国連子どもの権利委員会に提出したことをうけ、子どもの人権連は複数の NGO や日弁連等が参加する「子どもの権利条約への対応に係る子どもの人権関係団体との協議」に参加し、協議を重ねるとともに、「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議 (以下、NGO レポート連絡会議)」の一員として、NGO レポートの作成を行った。2018 年 2 月には、ジュネーブで予備審査が行われ、森田・平野の二人の代表委員が参加した。子どもの権利委員会の委員に対し、提出したレポートに基づいてプレゼンテーションを行うなど情報提供を行った。2 月、国連子どもの権利委員会は「日本の第 4・5 回統合定期報告書に関連する質問事項 (List of issues)」を公表した。日本政府への報告期限は 10 月 15 日とされたが、NGO レポート連絡会議でも List of issues への回答や委員会への追加情報について、議論・検討を行っている。

「子どもの権利連合／ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会議」(タイ、17 年 7 月 1 日～4 日)、「アジア子どもの権利フォーラム・アジア太平洋パートナーシップ会合」(フィリピン・打ち合わせ会合 2017 年 11 月 2～7 日、本会合 2018 年 6 月 19～22 日) に平野代表委員を派遣した。今後ともアジア太平洋地域等との連携しつつ、子どもの権利条約の具現化にむけとりくみを共有する。

「子どもにやさしいまちづくりの展開～大震災を経験したネパールと日本のとりくみ」(東京、17 年 7 月)、地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム 2017 実行委員会・越前市主催『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2017 in 越前市』(福井・9 月)、子どもの権利条約総合研究所主催「公開シンポジウム「多様な背景をもつ子どもの権利」(東京、18 年 5 月)、全国人権教育研究協議会 2018 年度教育課題別研究会 (岡山、18 年 7 月)、子どもの権利条約 関西ネットワーク／ヒューライツ大阪 (一般財団法人

アジア・太平洋人権情報センターが共催する「子どもの権利委員会への NGO レポート～関西の子どもたちの今を反映させよう」（大阪、18 年 8 月）等に参加した。また、「セクシュアルマイノリティ教職員ネットワークが主催する集会（17 年 5 月、18 年 6 月）に協力した。

「第 17 回東日本大震災子ども支援意見交換会」（18 年 3 月）に参加し、震災から 7 年が経過した中で、子どもたちと考える継続的な支援というテーマで情報・意見交換を行った。2018 年 8 月には東日本大震災・子ども若者支援センター主催で仙台のレインボーセンターで開催された集会「子ども・若者たちが踏み出した一歩」に協力した。震災時に子どもだった若者たちが、友だち、家族、たくさんの大人たちに支えながら成長し、震災のこと、自分の今とこれからのことなどを考え、語り、これからどのような一歩を踏み出していくかをともに考える集会となった。引き続き、「東日本大震災子ども支援ネットワーク」等と連携し、大規模災害により被災した子どもたちへの支援を継続していくとともに、子どもに関わる多様な分野の横断的なネットワークを広げていけるようとりくむ。

第 19 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業を募集し、合計 15 件の応募を得た。審査の結果、生野コリアタウンで様々な背景をもつ多様な子どもたちによる「子どもひろば」、熊本・八代での外国につながる子どもたちの交流・居場所づくりのとりくみなど新規 4 件を含む 14 件の事業に助成を行った。

「活動方針（案）」

（2018 年 9 月～）

子どもの人権連は 1986 年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本の条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

子どもの権利条約については、89 年に国連総会において全会一致で採択され、5 年後の 94 年に日本は批准しました。19 年には子どもの権利条約採択 30 年、日本批准 25 年を迎えます。これまで 3 度行われた子どもの権利委員会での日本政府報告書審査では、毎回厳しい指摘を受けています。6 月末に日本政府は国連子どもの権利委員会に対する第 4・5 回統合定期報告書を提出しましたが、子どもの状況を示すデータはほとんどなく、東日本大震災・東電福島第一原発事故など大規模災害による子どもへの影響についてもほとんど記述されていません。また、「(学校の高度に競争的な環境が子どものいじめ・不登校等を助長しているという認識を委員会が持ち続けるのであれば) 客観的な証拠について明らかにされたい」と委員会に迫るなど、委員会からの指摘・勧告に対して誠実に応えるものになっていません。日本政府は、子どもの人権に関わる様々な課題に対して、報告書の中で「(必要な施策等を) 行っている」と繰り返していますが、日本における子どもをとりまく人権状況は、未だ多くの問題を抱えています。

17 年 12 月、政府は生活保護費のうち食費など生活費に充てる「生活扶助」を約 160 億円削減し、18 年 10 月から 3 年かけて最大 5 % 程度減額することを決めました。6 月に文科省は生活保護基準の見直しに伴い就学援助制度にできるだけ影響が及ばないようとの通知を発出しています。しかし、前回の支給基準額減額の際にも、各自治体に就学援助を減額しないよう要請しましたが、89 市町村で就学援助基準が引き下げられ、多くの子どもが支給対象外となりました。また、今回、母子加算が平均 2 割削減されることとなりました。日本ではひとり親家庭の貧困率が 50.8%（国民生活基礎調査、2017 年）で、そのほとんどは母子世帯であり、OECD 調査でも調査国中最下位となっています。そのような現状があるにもかかわらず、「食べるのに困るようなうちは今はない」との認識を与党議員が公言するなどしています。実質賃金が低下しており、所得再配分を高めることが貧困率の削減に重要だと指摘される中、生活保護費の減額等は逆行する施策と言えます。子どもの貧困対策法が施行され 19 年 1 月で 5 年となり、施行状況を勘案し見直すこととなっています。日本における貧困の現実を直視し、実効ある対策がとられるようにすることが必要です。

厚労省は、2017 年度中の児童虐待相談対応件数が 13 万 3778 件となり、27 年連続で増加していることを明らかにしました。所在不明の子どもは 28 人で、14 年の調査開始時から不明のままの子どもが 6 人含まれています。児童相談所では 07 年からの 10 年間で相談にあたる児童福祉士数は 1.5 倍に増えましたが、応談件数は 3.3 倍となっており、十分に子どもの最善の利益を保障できるものとはなっていません。児相の情報を警察と全件共有する自治体も出てきていますが、警察との全面的な連携により保護者が相談を躊躇したり、虐待が潜在化したりするとの懸念もあります。

厚生省は、厚生労働白書で 2000 年代以降 30 歳～40 歳代の男性の所定内給与が減少していることを指摘しており、子育て世代が低収入となっています。貧困と虐待の相関関係はかねてから指摘されています。家庭教育を総合的に支援するため「家庭教育支援法（仮称）」が次期国会に提出されるとの予測もありますが、今必要なのは親や子どもの「あるべき姿」を強制する法律ではなく、子どもの育つ権利や生きる権利を損なわない実効ある生活保障や教育の無償化なども含む経済的支援です。

中学 3 年生を対象に行われた性教育の授業に、与党の自治体議員が「不適切な性教育」だと都議会で批判、東京都の教育委員会は「性交」などの言葉を授業で使った点が「不適切」「性交を助長する可能性もあり、中学生の発達段階にはふさわしくない」として、区の教育委員会に対し改善を求めて指導しました。文科省の調査では高校が妊娠を確認した生徒は 2000 人を超えており、うち 3 割が自主退学しています。また、性虐待や性暴力等について政府の検討会等でも議論されています。授業では、望まない妊娠による人工中絶などについて考えさせ、避妊の方法や中絶できる期間が法律で決まっていることなどを教えていました。しかし、都教委は、中学校の学習指導要領に「性交」などの言葉が示されておらず、それを授業で使用したことに「課題があった」としています。

国連ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では 5 歳から段階に応じ教育をすることで、性行動が慎重となる研究結果を示しており、適切な性教育を行うことは人権としてのリプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点からも必要です。

また、1976 年の最高裁判決では、教育内容に対する「国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」としています。北海道や愛知でも、議員や行政による教育内容への「介入」が相次いでいます。政府や自治体は子どもや地域の実態に即して行われる各学校の個別の授業内容に介入することなく、学校の教育課程編成権を尊重し、よりよい教育が行われるよう教育環境の整備に努めるべきです。

東日本大震災、東電福島第一原発事故から 7 年半が経過しましたが、宮城県や岩手県の沿岸被災地では、被災によって仕事や生活が破壊され、地域の産業や保護者の生業の復興・再生が十分に進んでいないため人口流出が続いています。このような状況を背景に、沿岸地域では学校の統廃合により子どもたちの通学距離が長くなり、教育活動や生活時間へ大きな影響を及ぼしています。また、地域に学校がなくなれば、帰還をより困難にしています。

震災から 7 年以上が経過し、生まれてから仮設住宅での生活しか経験していない子どもが小学校に入学しています。被災 3 県の 2011 年生まれの子どもの 36.5%に情緒や行動上の問題があり、母親の約 35%に精神的な不調があったとしています。福島では、原発事故の時点で小学校へ入学していなかった 11 歳以下の子どもたちに肥満傾向が強まっており、その原因として、子どもたちが外遊びの楽しさを知らなかったり、体を動かす習慣が身につかなかったりしたことが影響している可能性が指摘されています。

震災後に設置された復興庁は、復興の遅れている福島を除き 2021 年 3 月をもって終了します。しかし、いまだ震災にかかわる子どもたちの現状をまとめた白書などは編集されていません。被災県では、7 年が経過して震災に関連した支援活動の撤退が続き、子どもたちの新たな問題も発生しています。また、熊本地震をはじめ、地震や豪雨などにより各地で大規模災害が頻発しており、被災後の子どもの育ちや子育てに与える影響を解決していく支援を考え、共有するためにも、復興庁の存続も含め何らかの復興・支援の中心組織を検討していくことやその具体化のために十分な予算を確保していく必要があります。

朝鮮学校の「高校等就学支援金」制度からの除外と補助金の凍結・縮減については、17年の国連人権理事会での第3回国連UPR（普遍的・定期的レビュー）日本審査で日本政府は「高校等就学支援金」制度を朝鮮学校にも適用するように勧告されています。また、8月の国連人種差別撤廃委員会による日本政府の第10・11回合同定期報告書審査（以下18CERD 日本政府報告書審査）においても、前回の勧告を履行していない日本政府に対して、委員から朝鮮学校の無償化制度適用除外に対する意見が相次ぎ、また、16年3月に文科省が自治体に発出した事実上補助金停止を促す通知も「不適切」とされ、無償化の適用や補助金の再開・維持という前回勧告が再度表明されました。

無償化適用除外に対する控訴審も、9月27日の大阪高裁をはじめとして、次々と判断が示されることとなります。国際的に繰り返し勧告され、批判を受けている事実を重く受け止め、子どもたちの学ぶ権利を保障する判決を求めていくことが必要です。

世界人権宣言から70年となる今年、日本では議員による人権を蹂躪する発言・差別発言が相次いでいます。性的マイノリティを「『生産性』がない」「不幸な人」と述べた国会議員の発言に対し、「大げさに騒がないほうがいい」「この程度の発言」と語った同党の幹事長は、「この頃、子どもを産まない方が幸せじゃないかと勝手なことを考える人がいる」などとも発言しています。18CERD 日本政府報告書審査の総括所見では、政治家を含む公人によるヘイトスピーチや憎悪の扇動などにも懸念が示され、適切な制裁を科すことが勧告されました。市民であつても、ましてや国会議員が人権を蔑ろにする差別発言をすることは絶対に許されるものではありません。国連の様々な人権条約委員会から勧告されている包括的な差別禁止法を制定、国内人権機関を設置するとともに、部落差別をはじめとする様々な差別を解消するための十分な予算を確保して人権侵害を許さない国内制度・体制を早急に整え、すべての人がその尊厳を守られ、生きていける社会を実現しなければなりません。

「骨太の方針」によって、政府は外国人労働者の流入拡大を認める方針へと転換し、今後50万人超の拡大が見込まれています。既に約128万人の外国人労働者が日本に滞在しており、サービス業など多くの業種で主要な労働力となっています。そのような状況の中、外国につながる子どもの数も大幅に増加してきています。しかし、外国籍の子どもは義務教育の適用から除外されており、また、文科省の学校基本調査では外国人を不就学の子どもの調査対象から除外していることから、不就学となっている子どもの数は正確には把握できていません。日本語指導に関しても、文科省が教職員の加配定数を基礎定数化しましたが、18人の子どもに対し1人の加配となっているため、外国につながる子どもが少人数で点在している地域では十分ではなく、また、母語・母文化教育の保障なども不十分です。

不法滞在を理由に親が強制送還され、子どもが苦境に立たされている事例も後を絶ちません。「子どもの最善の利益」を最優先として、子どもの育つ権利が保障されること、日本に居住・滞在する外国につながる子ども、そして、アイヌや琉球（沖縄）をはじめとするマイノリティや先住民の子どもも含めその言語・文化を尊重されながら教育を受ける権利が保障されるようとりくむことが必要です。

子どもの全体数が減少している中、通常の学級に在籍する障害のある子どもの数はほぼ変わっていませんが、通級による指導は増加を続けており、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年過去最高を更新しています。障害者基本法の第16条では、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない」とされ

ており、「可能な限り」であることが、障害のある子どもの地域の学校での学びを阻害しています。また、政府のすすめる「多様な学びの場」の整備によって、子どもがともに学ぶことを難しくしている現実があります。

特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数が急増していることの背景には、障害のある子どもの保護者が、地域の普通学級で学ばせることに対して大きな不安を持っていることがあります。インクルーシブ教育を推進するためには、普通学級でも十分な教育をしてもらえという安心感や、障害があっても一人の人間として生きていけるという思いを具現化する施策の充実が必要です。障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、ともに学ぶための具体的で実効ある環境整備が急務です。

成人年齢を引き下げ 18 歳とする改正民法が 6 月可決・成立し、22 年 4 月から施行されることとなりました。同時に婚姻年齢も「男性 18 歳以上、女性 16 歳以上」から「男女とも 18 歳以上」となりました。18 歳以下の婚姻は国際的には「児童婚」とみなされており、03 年に国連女子差別撤廃委員会から男女で統一をするよう勧告を受けていました。

少年法の適用年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げるかどうかは、法制審議会（法相の諮問機関）で議論が続いており、引き下げによって少年法の保護対象から外れる 18 歳、19 歳に対する再犯防止や更生に向けた働きかけについて様々な疑念が示されています。法制審は今後本格的な議論に入るとしていますが、子どものたちの背後にある様々な社会的な問題や子どもの人権が十分に保障されていないという現状をまずは解決していくことが必要であり、行政の無策を自己責任の強調や厳罰化で覆い隠すことは許されません。政府や国会は子どもの権利委員会からの度重なる勧告を誠実に受け止め、子どもの最善の利益をふまえた立法や施策が求められます。

子どもに「何ができるようになるか」を問い、「これからの時代に求められる資質・能力を育む」ことに主眼が置かれた学習指導要領の導入が順次始まっています。「道徳」が「特別の教科」となり、「評価」が求められることとなりました。子どもの心のありようにまで踏み込むことは決して許されてはならないことです。また、「道徳」の授業が一定の「正しいあり方・考え方」を子どもたちに教え込むこととならないよう、子どもの人権の視点に立った授業づくり、評価が求められています。

教育は経済成長のための「人材」をつくるためにあるのではなく、子どもが幸せに生きていくための権利です。全国学力・学習状況調査の結果を学校評価や人事評価に反映させ、勤勉手当等の増減を行うことを公言する市長が出るなどしています。競争・序列化がますます助長され、点数学力だけで子どもを判断・選別していくようになることが懸念されます。障害のある子どもや性的マイノリティの子ども、外国につながる子どもなどマイノリティの子どもたちをはじめとしたすべての子どもが選別・分離・排除されることなく、安心して学ぶことのできるインクルーシブな学校・社会を実現する学びができる学校づくりが求められます。

子どもの人権連は、日本政府が国連子どもの権利委員会に提出した第 4・5 回統合定期報告書に対し、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議のメンバーとして、NGO レポートの作成、子どもの権利委員会審査での意見反映などとりくみをすすめています。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまでの人権連が果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や社会権規約の具現化にむけて取り組んでいきます。

Ⅱ. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、震災や大規模災害からの復興に関わる子どもの権利実現の実践に対しては、助成事業を特別枠で設けるとともに、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」などに他団体、NPO 等と連携して参画します。
- (3) 市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化に努力します。
- (4) 国連子どもの権利委員会第 4・5 回統合定期報告書に対する「質問事項(List of issues)」への回答や追加情報の作成などに積極的に参画します。審査に向け、質問事項の政府回答等について、関係府省との意見交換等にとりくみます。また、19 年 1 月に開催予定の第 4・5 回統合定期報告書審査に代表団を派遣し、審査の傍聴行動や委員への働きかけ、広報活動などを行います。
- (5) 引き続き国連の子どもの権利委員会・社会権規約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、自由権規約委員会・人種差別撤廃委員会等の勧告のうち特に子どもに関連するものについて情報発信、普及啓発をすすめます。
- (6) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。「第 9 回 Child in the city」(オーストリア、9 月)、「国連・子どもの権利委員会一般的討議・人権擁護者としての子どもの保護およびエンパワーメント」(スイス、9 月)、「第 5 回子どもの権利連合／ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会合」(開催国未定、19 年 6～7 月ごろ予定)等に代表委員を派遣します。
- (7) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンに関与します。
- (8) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、バッジ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (9) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (10) 子どもの権利条約の具体化のための学習会等に代表委員などを講師として派遣します。
- (11) 機関誌「いんふおめーしょん」の発行等をとおして、子どもの権利条約の啓発・広報を行います
- (12) ホームページを活用するなどして、情報発信・広報活動を充実させます。
- (13) 人権連の活動等について検討、見直しをすすめ、子どもの権利条約、国際人権規約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約などの具現化にむけ引き続きとりくみます。